

福井県環境影響評価条例施行規則の改正（風力発電所の追加）について

1 背景

- 福井県環境影響評価条例は、環境影響評価法で対象となっていない事業に対して環境影響評価を課すとともに、法で規定されていない事後調査手続を課している（別紙 1、2 参照）。
- 「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が平成 23 年 11 月 16 日に公布され、「風力発電所の設置の工事業等」が環境影響評価法の対象事業に追加された（平成 24 年 10 月 1 日施行）。
- 同政令改正の趣旨を踏まえ、福井県環境影響評価条例の対象事業にも「風力発電所の設置の工事業等」を追加するため、「福井県環境影響評価条例施行規則」の改正を行う。

2 改正内容（案）

- 「風力発電所の設置の工事業等」を環境影響評価条例の対象事業に追加するため、同条例施行規則を改正
- 規模要件については、既に福井県環境影響評価条例の対象事業となっている他発電所（水力、火力、地熱、原子力）と同様、法の規模要件と同規模とする（軽微な修正、軽微な変更の要件についても同様）
- 施行は、環境影響評価法の施行にあわせ平成 24 年 10 月 1 日を予定

（1）対象事業の規模要件

	事業の種類	対象事業の規模要件
第 1 種事業	必ず環境影響評価を実施しなければならない事業	出力が 1 万 kW 以上である風力発電所の設置の工事（変更の工事も同様）
第 2 種事業	環境影響評価の必要性を個別に判断する事業	出力が 7,500kW 以上 1 万 kW 未満である風力発電所の設置の工事（変更の工事も同様）

(2) 軽微な修正の要件

(環境影響評価手続きの途中で事業内容の修正を行ったとしても、環境影響評価手続きの再実施が不要となる要件)

- ① 発電所の出力が10%以上増加しないこと
- ② 修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

(3) 軽微な変更の要件

(評価書公告後に事業内容の変更を行ったとしても、環境影響評価手続きの再実施が不要となる要件)

- ① 発電所の出力が10%以上増加しないこと
- ② 変更前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
- ③ 発電設備が100m以上移動しないこと

* (1) から (3) までの要件は、環境影響評価法と同じ

3 風力発電所の設置に伴う環境影響について

(風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(平成23年6月環境省)より)

(1) 騒音・低周波音

風力発電設備の近隣を中心に地域住民が健康被害の苦情等を訴える問題が生じている。環境省が騒音・低周波音の苦情等についてのアンケート調査を実施(2010年4月)したところ、回答があった389か所の風力発電のうち、64か所で苦情等が発生。

(2) 動植物

① 鳥類

風況が良く風力発電に適した地点は、渡り鳥のルートや希少な鳥類の生息地と重なることがあり、現に鳥類が風力発電設備の羽根(ブレード)に衝突する事故(バードストライク)が報告されている。

例えば、オジロワシ(絶滅危惧I B類、国内希少野生動植物種等に該当)は、傷病原因の第2位が「風力発電設備への衝突」(北海道内)。

② 動植物全般

山地の尾根や海岸などにおいて、風力発電設備や十数kmにもわたる取付道路等が設置されることに伴い、土地が改変され、動植物の生息・生育環境が消失あるいは分断、土砂流出等など周辺環境への影響が生じている。

(3) 景観

風力発電設備は相当の高さがあり、また、稜線上や海岸、岬、高原等見通しの良い場所等に設置される場合が多いことから、国内外において、景観への影響に関する問題が生じている事例がある。

(4) その他（シャドーフリッカー）

シャドーフリッカーとは、晴天時に風力発電設備の運転に伴い、巨大なブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象のことであり、住宅等がシャドーフリッカーの範囲に入っている場合、この明暗による生活妨害等の影響が懸念されている。

<参考> 風力発電設備からの騒音・低周波音に係る検討状況について

- ・環境省では、風力発電設備の騒音・低周波音に係る環境影響評価の手法（調査、予測および評価手法）の確立に向け、知見の蓄積を行っており、近日中に、暫定的な結果の取りまとめを行うとしている。
- ・平成 22～24 年度には、風力発電設備からの騒音・低周波音の実態把握、風力発電所の周辺住民に対する社会反応調査、低周波音の感覚に関する被験者実験などに取り組み、これらの調査の結果を踏まえて、平成 24 年度以降には、「騒音・低周波音ガイドライン」を完成させる予定とのこと。

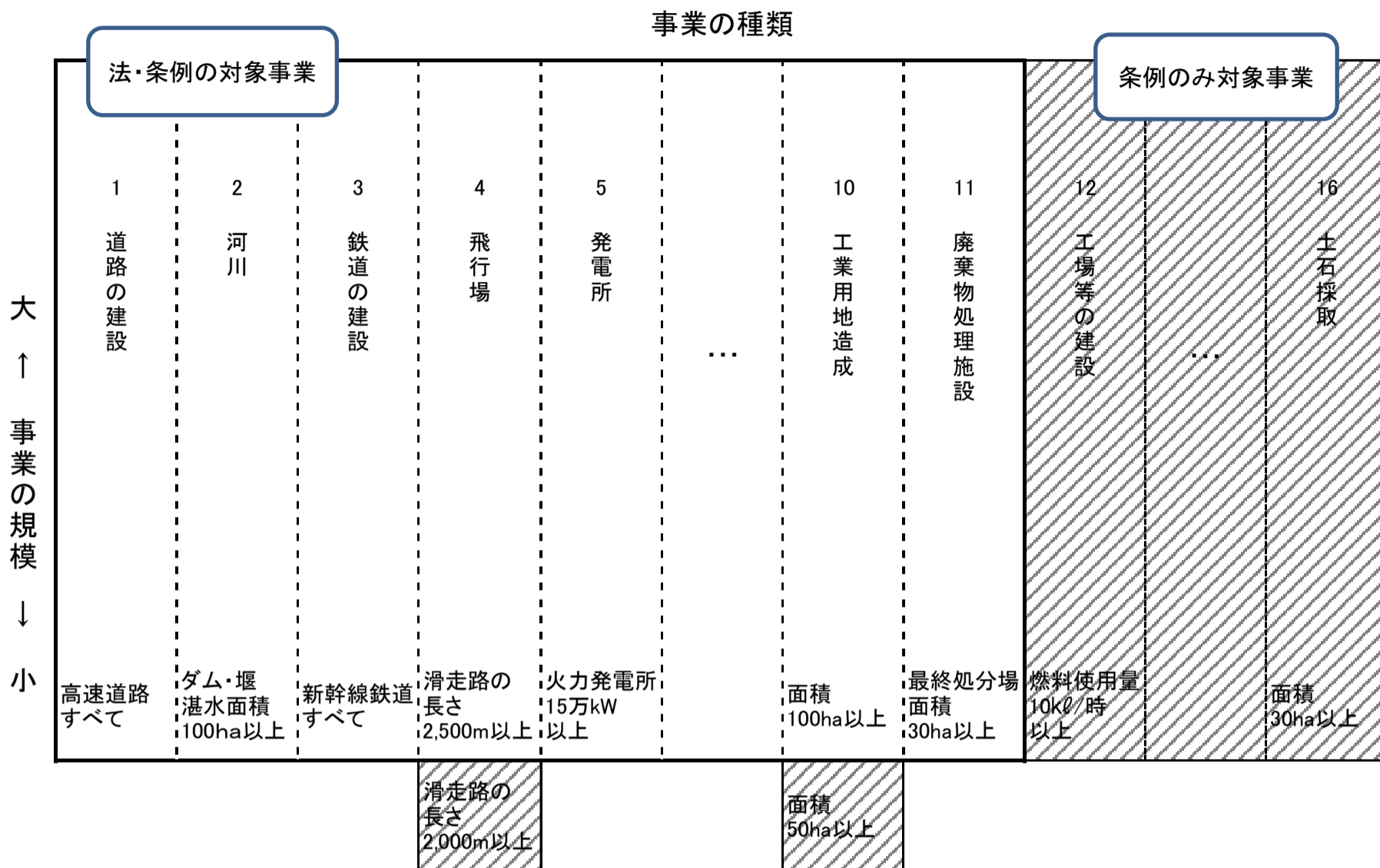
4 今後のスケジュール

平成 24 年 6 月頃	「技術指針*の改正」について環境審議会（生活環境部会）に諮問
10 月 1 日	改正施行規則・改正技術指針施行

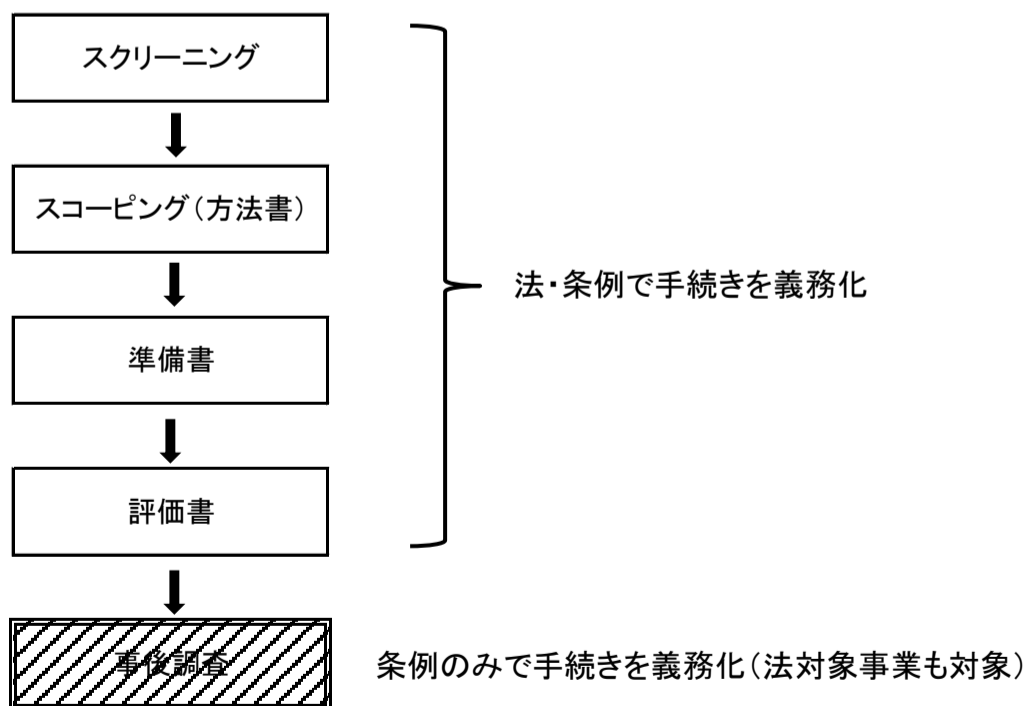
*「技術指針」とは、対象事業に係る環境影響評価および事後調査が適切に行われるために必要な技術的事項を定めた指針であり、これを変更しようとするときは、「環境審議会の意見を聴かなければならない」と福井県環境影響評価条例で規定されている。

環境影響評価法と福井県環境影響評価条例との関係

1 対象事業



2 手続き



福井県環境影響評価条例の内容

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施するに当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行い、その結果を公表し、県民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全についてよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

2 環境影響評価条例の対象となる事業

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 道路の建設		
高速道路	すべて	—
一般国道・県市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha 以上100ha 未満
放水路・湖沼開発	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha 以上100ha 未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道	すべて	—
普通鉄道・軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km 以上10km 未満
4 飛行場	滑走路の長さ 2,000m 以上	滑走路の長さ 1,500m以上2,000m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kW 以上	出力 2.25万kW 以上 3万kW 未満
火力発電所	出力 15万kW 以上	出力 11.25万kW 以上15万kW 未満
地熱発電所	出力 1万kW 以上	出力 0.75万kW 以上 1万kW 未満
原子力発電所	すべて	—
6 公有水面埋立・干拓	面積 50ha 超	面積 40ha 超 50ha 以下
7 土地区画整理事業	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上100ha 未満
8 流通業務用地造成	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上100ha 未満
9 住宅用地造成	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上100ha 未満
10 工業用地造成	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
11 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場	面積 30ha 以上	面積 25ha 以上 30ha 未満
廃棄物焼却施設	処理能力 100 t /日 以上	処理能力 75 t /日以上100 t /日未満
し尿処理施設	処理能力 100kl /日 以上	処理能力 75kl /日以上100kl /日未満
12 工場等の建設	燃料使用量 10kl /時 以上	燃料使用量 7.5kl /時以上10kl /時未満
	排水量 1万m ³ /日 以上	排水量 7,500m ³ /日以上1万m ³ /日未満
13 レジャー・リゾート施設の建設		
ゴルフ場・スキー場	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
運動・レジャー施設	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
14 自然公園事業	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
15 農用地の造成	面積 500ha 以上	面積 400ha 以上 500ha 未満
16 土石採取	面積 30ha 以上	面積 25ha 以上 30ha 未満

第1種事業

規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で、必ず環境影響評価を実施しなければならない事業

第2種事業

第1種事業に準ずる規模の事業で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する事業

3 手続きのフロー

